

船橋市多重債務法律相談員委嘱に関する基準要領

1. 目的

この基準要領は、今日の複雑多岐な社会情勢の中で、市民が直面する多重債務問題を解決するため、専門的資格を有する多重債務法律相談員（以下「法律相談員」という。）を委嘱し、市民生活の安定を図ることを目的とする。

2. 委嘱期間

この法律相談員の委嘱期間は、会計年度の 1 年以内とする。ただし、再任は妨げないものとする。

3. 委嘱要件

- (1) 弁護士の資格を有していること。
- (2) 人格、見識ともに高く、社会の実情に熟知していること。
- (3) 心身ともに健康で、委嘱時において満 70 歳未満の者。ただし、市長が必要と認めた場合はこの限りではない。

4. 委嘱の取り消し要件

- (1) 法律相談員としてふさわしくない行為があったとき。
- (2) 法律相談員として職務の遂行に支障をきたすと判断されたとき。
- (3) 法律相談員制度を改廃したとき。

5. 書類の提出

法律相談員として委嘱を受ける者は、次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 弁護士の資格を証するもの
- (2) その他市長が必要と認める書類。なお、(1) に規定する書類に変更が生じたときは、速やかにその旨を市長に届け出るものとする。

6. 法律相談員の業務

法律相談員は、市民生活に係る民事等の多重債務問題の相談に関する業務を行うものとする。

7. 相談時間及び報償金

相談時間は市長の指定する相談日で、午前 10 時から午後 4 時（午後 0 時から午後 1 時を除く）までとし、報償金については指定相談日 1 日につき 25,000 円を支給するものとする。

8. 報償金の支給日

報償金の支給は、毎月末締め翌月末日支給とする。ただし、支給日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日にあたるときは、その前日に支給するものとする。

9. 共済組合等の保険

共済組合、社会保険及び雇用保険には加入しないものとする。

10. 法律相談員の災害補償

法律相談員の職務上生じた災害については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 42 年船橋市条例第 33 号）の規定に準じて補償するものとする。

11. 秘密を守る義務

法律相談員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

12. 表彰

法律相談員として、10年以上在職し、功績が特に顕著な者は、市長が表彰するものとする。ただし、その年数に達しない者であっても、市長が特に功績が顕著であると認めるときはこれを表彰する。

13. その他

この基準要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この基準要領は平成19年11月1日から施行する。

附 則

この基準要領は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この基準要領は平成30年4月1日から施行する。